

## ■ 投資信託受益権に関する取引規程

### 第1章 取 引

#### 第1条（規程の趣旨）

この規程は、投資信託受益権に関する取引（取扱を含む。以下同じ。）について、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

#### 第2条（利用可能取引）

お客様は、この規程に基づいて投資信託受益権に関する次に掲げる取引（以下「利用可能取引」といいます。）をご利用いただけます。

- ① 第2章に定める振込先指定方式による取扱い
- ② 第3章に定める取引残高報告書方式による取扱い
- ③ 当社が別に取扱を定める累積投資取引（定期引出契約の締結を含む）
- ④ 当社が別に取扱を定める投資信託振替決済口座による取扱い

#### 第3条（申込方法等）

- (1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上署名し、これを当社国内の本・支店に提出することによって、利用可能取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に限り、利用可能取引を開始することができます。お客様が利用可能取引を申し込んだ場合、前条第1号、第4号の取引を必ず申し込むものとします。
- (2) お客様には申込時に当社所定の印鑑届により印鑑、住所、氏名等を届出いただきます。

### 第2章 振込先指定方式

#### 第4条（振込先指定方式）

振込先指定方式とは、本規程に基づいてお預りするお客様の口座内のすべての受益権に関する取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」といいます。）を、お客様のあらかじめ指定する預金口座（以下「指定預金口座」といいます。）に振込む方式をいいます。

#### 第5条（指定預金口座の取扱）

指定預金口座は原則として当店のお客様名義の普通預金口座または当座預金口座としていただきます。

#### 第6条（指定預金口座の変更）

指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出いただきます。

### 第3章 取引残高報告書方式

#### 第7条（取引残高報告書方式）

取引残高報告書方式は、法令等の定めるところにより取引残高報告書を定期的に通知する方式をいいます。

#### 第8条（取引残高報告書の取扱・定期交付）

- (1) 当社は、お客様とのお取引が生じた場合（お取引がないときは当社所定の時期）に、当該投資信託受益権にかかる取引明細および投資信託受益権の預り残高を記載した取引残高報告書を3か月毎（3月・6月・9月・12月）に当該月末現在で作成し、送付します。当書類は、照合通知書を兼ねることとします。
- (2) お客様は、当社から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、残高明細を記載した回答書を同封させていただいた場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。
- (3) 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者にご連絡ください。取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内にご連絡がなかった場合、当社はその記載事項すべてについて承認いただいたものとして取扱うことができるものとします。

#### 第9条（都度交付）

取引残高報告書の交付を定期的ではなく、都度交付する場合、当社所定の書類によりお申し出ください。

## 第4章 雑 則

### 第10条（契約期間等）

投資信託振替決済口座管理規程第4条に定める取扱いといたします。

### 第11条（届出事項の変更）

投資信託振替決済口座管理規程第12条に定める取扱いといたします。

### 第12条（解約等）

投資信託振替決済口座の解約は投資信託振替決済口座管理規程第17条、第18条に定める取扱いといたします。

### 第13条（免責事項）

投資信託振替決済口座管理規程第20条に定める取扱いといたします。

### 第14条（規程の変更）

この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以 上

2023年11月20日